

第十一回特別弔慰金のお知らせ

戦後75周年の節目にあたり、先の大戦で公務等のため国に殉じた戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、記名国債が支給されます。

現在、第十一回特別弔慰金の申請受付期間中ですが、前回申請者で町内在住の方には、別途通知する予定であります。

なお、申請される方は、事前に下記担当と相談・確認のうえ手続きを進めるようにしてください。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日（令和2年4月1日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等救護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

■支給順位

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等救護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の (1)父母 (2)孫 (3)祖父母 (4)兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件により、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等以内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

■請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

※請求期間が過ぎると、第十一回特別弔慰金の請求ができませんので、ご注意ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線135・136

10月は不正軽油撲滅対策強化月間です！！

不正軽油とは、県の税金である軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜた燃料や、自動車の燃料として使用される灯油や重油のことをいいます。

不正軽油の製造・運搬・販売・使用は悪質な脱税行為であるばかりでなく、公正な市場競争を阻害し、大気汚染等環境や健康にも重大な影響を与えることから、埼玉県では不正軽油の撲滅対策を推進しています。

「黒煙など通常とは異なる排気ガスを出して走行していた」等、不正軽油に関する情報をお持ちの方は御連絡ください。

問合せ 県総務部税務課課税担当 ☎048・830・2665

麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10月1日から11月30日まで）を実施します

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用は、健康を害する大変危険なもので、自分の人生だけでなく、家族など周りの人たちの人生までも狂わせてしまいます。

特に大麻は、「たばこや酒より体に害がない」などの誤った情報で若者を中心に乱用の拡大が懸念されています。薬物の誘いには、きっぱりはっきり断りましょう。

薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」

正しい知識を身につけ、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの人は、ご相談ください。

※麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの写真や参考資料のご希望がある場合は、県薬務課へお問い合わせください。

問合せ 県秩父保健所 ☎22・3824
県薬務課 ☎048・830・3633
✉a3620-07@pref.saitama.lg.jp